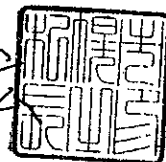


札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 / 2 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 4 | 号

札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

札幌市下水道事業会計規則（平成 1 1 年規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 1 1 条第 1 項中「定期（年 1 回）」を「、定期」に、「ときは」を「ときに」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。
- (2) 第 9 5 条第 1 号カ及び第 2 号オ中「おおむね」を削る。
- (3) 別表 2 中

「		資本費平準化債		を
「		資本費平準化債 大規模下水道管路特 別重点調査事業の財 源に充てるための企 業債		に
				」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。